

みちしるべ

第131号

人権・同和問題啓発広報
人権同和政策課
☎ 22-7506
同和教育・啓発推進会議

小・中学校の教科書が以前は有償だったことをご存知ですか。

新学年をむかえるたびに、子どもたちは、真新しい教科書を手にし、これからはじまる勉強に期待をいただき、また、進級した喜びをかみしめています。

現在、教科書が無償で配布されていることは、当然のように思われていますが、今から約50年前までは、みんなが新しい教科書が無償でもらえるというわけではありませんでした。

それでは、どうして教科書が無償になったのでしょうか。その過程には、歴史の中でのさまざまな闘いがありました。今回は、この「教科書無償の闘い」について振り返ってみたいと思います。そして、現在の教科書で子どもたちが同和問題について、どのように学んでいるのか、その一部を見てみましょう。

教科書無償への闘い

教科書無償の闘いは各地で多様に進められていましたが、歴史的、しかも決定的な闘いは、1961年（昭和36年）に高知市長浜にある同和地区から始まった闘争です。

ここに住む人たちは農業と漁業を生業としていましたが、厳しい部落差別のために、苦しい生活を強いられていました。多くの母親たちは、仕事らしい仕事にも恵まれず、「緊急失業対策法」の適用をうけて多

【教科書をタダにする会結成】

そのころの母親たちは、子どもたちのところに家の手伝いなどでなかなか学校へ行くことができなかったため、学校の先生といっしょに学習会をもち、同和問題の学習をはじめ、いろいろな勉強をしていました。その中で、憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と記されていることを学び、権利意識に目覚めました。

くの失業者の就労と生活の安定を図るための公共事業として行われた「失業対策事業」に出て働いていました。当時は一日働いて約300円の収入でしたので、小学校で約600円、中学校で約1,200円もする教科書一式を買うということはとても大きな負担でした。さらに、今と比べて子どもの数が多かったことも考えると教科書をそろえることがたいへんな出費だったことがわかります。ですから、3月になると保護者たちは、古い教科書をゆずってもらったり、ないものだけを買ったりするなど苦労していました。

「義務教育はこれを無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしい。政府が買いたたえるべきものだ。」教科書がタダでないということは、憲法で定められたことが守られていないということではないか。」などの意見がまとまり、教師や地域の民主団体、同和地区外の人々にも働きかけ、1961年（昭和36年）に「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」が結成されました。

この会は、各地区で集会を開き、教科書の無償要求は憲法を守るための運動であることを主張しました。その要求の正しさが理解され、1週間もたたないうちに長浜地区で集まった1,600人の署名を高知市教育委員会に持ち込み、「憲法を守るために教科書を買わない」という闘いが始まったのです。この闘いは、同和地区の人たちから巻き起こった闘いですが、その考え方に賛同した地区外の人たちをも大きく巻き込んだ闘いだったのです。

【教科書無償の実現】

高知市教育委員会や高知市長との交渉はなかなかうまくいきませんでした。憲法の精神に合致したこの闘いは、たくさんの人々や団体・政党に支持され、全国的な運動に発展し、国会で大きな問題として取りあげられました。政府もついにこの要求の正しさを認め、文部省（現・文部科学省）は、1963年（昭和38年）に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させ、第1条に「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする」という教科書無償給与の原則を示し、ついに教科書無償が全国的に実現したのでした。翌年から地域や市町村、また、貧富



を問わず、教科書が段階的に無償で子どもたちに配られることになり、1969年(昭和44年)に、小・中学校すべての学年で教科書が無償となりました。

「教科書無償給与制度」は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次世代を担う子どもたちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、実現されたものです。

現在では、「義務教育教科書無償給与制度の意義」を印刷した紙袋に教科書を入れて新1年生の「教科書授与式」を行ったり、「学校だより」や学校行事などで、制度の仕組や教科書を大切に使用することを説明するなど、制度の意義について理解を深めるためにさまざまな取組が行われています。

私たちは、今一度、先達の想いをしっかりと受けとめ、改めて教科書や義務教育の大切さを認識すべきではないでしょうか。

現在の教科書を見てみましょう

さて、現在、子どもたちはその教科書を使って、同和問題に関わる歴史について、どのように学んでいるのでしょうか。

中学校では昭和47年から、小学校では昭和49年から同和問題について教科書に記載されるようになり、同和問題の学習がはじまりました。

その後、同和問題に関わる歴史についての研究が進められ、その成果を受けて教科書の記述内容や捉え方が大きく見直されています。

それでは、社会科の教科書から、人々のくらしと身分について一部取り上げてみましょう。

◆室町時代 数々の文化を育んだ人々

室町時代に造られた慈照寺(銀閣)や龍安寺の庭園は、差別された人々によって造られたといわれています。

社会科の教科書では、室町時代の記述に差別されていた人々が登場します。この時代の人々は、死や自然災害など人間の力が及ばないことをおそれ、それらにかかわる仕事をしたり、特別な技能を發揮したりする人々を自分たちの仲間と異なる人にとらえて排除し、差別しました。しかし、差別された人々の中には、庭づくりや芸能など自分たちの仕事に誇りをもち、技術を追求するなど、伝統文化に大きく貢献した人もいました。



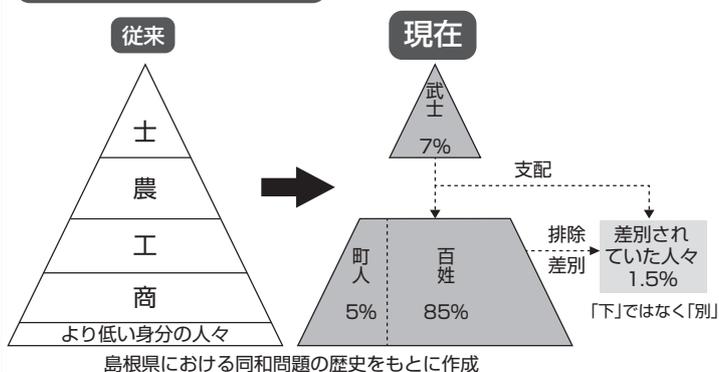
たくさんの方が観光に訪れる龍安寺の庭園

◆江戸時代 「土農工商」という序列はなかった

従来学校で習っていた「土農工商」という身分上の序列はなかったとされています。

学校では、「土農工商」でいうところの「農工商」については、「百姓」「町人」という名称で学習しています。それぞれ、住んでいる場所によって身分が決まり、身に応じた役割が課せられていました。また、職業に基づく上下の関係はありませんでした。また、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々もいましたが、

身分制度のイメージ図



※百姓は農民だけではありません。
『百姓』…村に住み、農業をはじめ、
様々な仕事に携わった人々の
ことです
【例：農民、漁民、山仕事、^{りょうし}猟師、他】

「百姓」「町人」の下に置かれたのではなく、別の世間に属する身分と考えられていました。

これを見られたとき、私たちが以前、学校で学んだり、人から聞いたことは、違ってきていると思われた方もあるのではないのでしょうか。

市では、皆さんが行う研修に、講話をしたり、ビデオフォーラムのお手伝いをする同和教育啓発指導員を派遣しています。学校で学ぶ同和問題の歴史を含めた研修も行っていますので、ぜひご活用ください。

また、学校では、公開授業をするときに保護者だけでなく、地域のみなさんにも案内しています。

子どもたちがどのような授業をうけているのか、機会があれば、出かけてみてはいかがでしょうか。